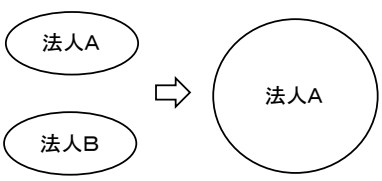
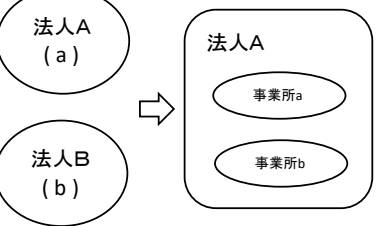
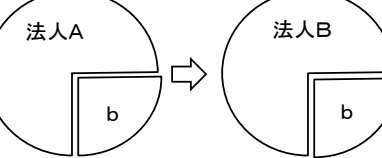
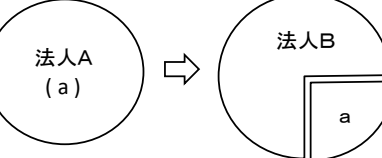
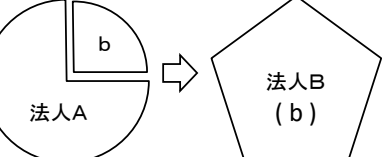
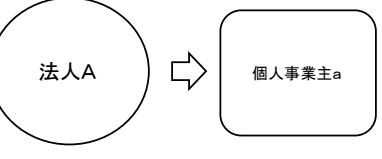
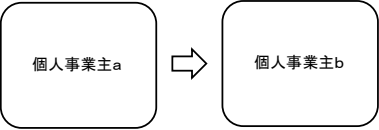
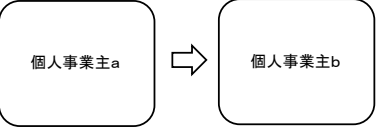
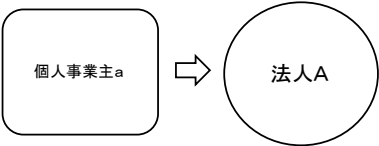


同一事業主の取扱いに関する提出書類一覧 No.1

代表的な事例	必要な書類	雇用保険に関する届出書類等	提出先
吸収合併(事業所が一つになる場合) 	◇新旧事業実態証明書 ※1 ◇雇用保険被保険者名簿 ※2 ◇履歴事項全部証明書(法人A) ◇閉鎖事項全部証明書(法人B) ◇合併契約書 ◇株主総会議事録等	雇用保険適用事業所廃止届(統合先は法人A) ☆対等合併となっても合併契約書に「手続き上、法人Aを存続し、法人Bが解散する」と明記されている場合は吸収合併の手続きを行う。	法人Bを管轄する安定所
吸収合併(事業所は個々に存続する場合) 	◇新旧事業実態証明書 ※1 ◇雇用保険被保険者名簿 ※2 ◇履歴事項全部証明書(法人A) ◇閉鎖事項全部証明書(法人B) ◇合併契約書 ◇株主総会議事録等	雇用保険事業主事業所各種変更届 ☆本社間の合併等で支店や営業所の名称が変わる場合は本社で提出受理された同一事業主要件証明書の写しで可。 代理人選任届 ☆代理人を置く場合は「代理人選任届」が必要。	法人Bを管轄する安定所
営業譲渡(一部) 	◇新旧事業実態証明書 ※1 ◇雇用保険被保険者名簿 ※2 ◇営業譲渡契約書 ◇履歴事項全部証明書(法人B)	雇用保険被保険者転勤届 ☆同一事業主の認定時に、移籍する従業員について「転勤届」を提出する。 雇用保険適用事業所設置届 ☆譲渡先が未手続事業所の場合は、「設置届」を併せて提出する。	法人Bを管轄する安定所
営業譲渡(全部) 	◇新旧事業実態証明書 ※1 ◇雇用保険被保険者名簿 ※2 ◇営業譲渡契約書 ◇履歴事項全部証明書(法人B)	雇用保険事業主事業所各種変更届	法人Bを管轄する安定所
分離独立 	◇新旧事業実態証明書 ※1 ◇雇用保険被保険者名簿 ※2 ◇分割契約書または分割計画書 ◇履歴事項全部証明書(法人B)	雇用保険適用事業所設置届 雇用保険被保険者転勤届 ☆同一事業主の認定時に、移籍する従業員について「転勤届」を提出する。	法人Bを管轄する安定所
法人組織の個人事業化 	◇新旧事業実態証明書 ※1 ◇雇用保険被保険者名簿 ※2 ◇住民票の写し(事業主a) ◇閉鎖事項全部証明書(法人A) ◇aの屋号と所在地が確認できる書類	雇用保険事業主事業所各種変更届 ☆同一事業主の認定時に、事業主名称、事業主氏名の変更をする。	事業主aを管轄する安定所

同一事業主の取扱いに関する提出書類一覧 No.2

代表的な事例	必要な書類	雇用保険に関する届出書類等	提出先
個人事業主の相続 	◇新旧事業実態証明書 ※1 ◇雇用保険被保険者名簿 ※2 ◇住民票の写し(事業主b) ◇死亡の事実が確認できる書類 ◇bの屋号と所在地が確認できる書類	雇用保険事業主事業所各種変更届	事業主bを管轄する安定所
個人事業主の変更 	◇新旧事業実態証明書 ※1 ◇雇用保険被保険者名簿 ※2 ◇住民票の写し(事業主b) ◇営業譲渡契約書 ◇bの屋号と所在地が確認できる書類	雇用保険事業主事業所各種変更届	事業主bを管轄する安定所
個人事業主の法人設立 	◇新旧事業実態証明書 ※1 ◇雇用保険被保険者名簿 ※2 ◇履歴事項全部証明書	雇用保険事業主事業所各種変更届 ☆同一事業主の認定時に、事業所名称、事業主氏名の変更をする。 ☆原則としてaと法人Aの代表者が同一の場合。	法人Aを管轄する安定所

注意:※1は、愛知労働局の所定様式です。 ※2は、ハローワーク名古屋東の所定様式です。

:一元適用事業所(建設の事業等以外)の場合は、労働基準監督署での労働保険関係手続済の事業主控の写しを添付してください。

:二元適用事業所(建設の事業等)の場合は、「雇用保険適用事業所設置届」に加え、「労働保険保険関係成立届」及び「概算保険料申告書」が必要です。また、「雇用保険事業主事業所各種変更届」に加え、「労働保険名称、所在地等変更届」が必要です。

:「同一の事業主」とであると確認できない場合は、「雇用保険被保険者資格喪失届」、「雇用保険被保険者資格取得届」による手続きとなります。また、適用事業所についても「変更」ではなく「廃止」及び「設置」による手続きとなります。